

## 窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日(土)の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げにともなう負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、**令和4年9月中に茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します。**

問 保険年金課 ☎ 0297(21)2187

※今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター ☎ 0120-002-719 にお問い合わせください。

## 子どもを守る110番の家をご存知ですか？

最近、不審者情報が増えています。

- 見知らぬ人に写真を撮られた
- あいさつをしたら、「家まで連れて行ってほしい」と言われた
- 下校中、買い物中に後をつけられた など

市内でこのような不審者情報が、年間に20件ほど報告されています。

子どもを守る110番の家は、子どもたちが身の危険を感じた場合の緊急避難場所です。もしもの時に備えて、お子さんの通学路などに設置されている「子どもを守る110番の家」の場所をご家族で確認してみてください。黄色い看板が目印です。

また、新たに「子どもを守る110番の家」にご協力いただける方は、生涯学習課までご連絡ください。

なお、看板の破損・廃棄についてもご連絡ください。

問 生涯学習課 ☎ 0297(21)2204

